

## I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側は実行の着手に関する学説について、「修正を加えた形式的客観説を採用する。この説によれば、『それ自体が構成要件的特徴を示さなくても全体としてみて定型的に構成要件の内容をなすと解される行為』であれば『実行』が認められる」「本説のように実行の着手を理解することで、基準が明確になり、不当に処罰範囲が広がり法的安定性が揺るがされる恐れを防ぎながらも、実行の着手時期が遅くなりすぎるということも防ぐことができる」とする。しかし、定型的
- 10 に構成要件の内容を指す行為とは具体的にいかなる場合をいうのか不明確であり、そのような抽象的な基準は恣意的な判断を誘発するものなのではないか。
2. 弁護レジュメ1頁28行目以下において、「未遂犯の処罰根拠を構成要件的结果発生の実質的危険性を惹起した点にあると考え」とあるが、それはまさに実質的客観説の根拠であり、弁護側は実質的客観説の正当性を自認しており、それにも関わらず形式的客観説をとることは自己矛盾
- 15 なのではないか。

以上